



熊本県立八代農業高等学校  
泉分校  
いじめ防止基本方針

令和3年3月3日改訂版

熊本県立八代農業高等学校泉分校

はじめに .....	2
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 .....	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 .....	2
2 いじめに対する基本認識 .....	2
3 いじめの定義 .....	2
4 いじめの理解 .....	4
5 いじめの防止等に関する基本的考え方 .....	4
(1) 未然防止に向けて	
(2) 早期発見に向けて	
(3) 早期解消に向けて	
(4) 家庭や地域との連携	
(5) 関係機関との連携	
第2 いじめ防止等のための取り組み .....	6
1 実効性ある指導體制の確立 .....	6
(1) 学校を挙げた対応	
(2) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(3) いじめ対策委員会の設置	
(4) 校内研修等の実施	
(5) 年間の取り組みについての検証及び評価、会議研修等	
2 いじめの防止のための取り組み .....	8
(1) 全生徒への取り組み	
(2) 生徒の自主的な取り組みの支援	
(3) 保護者支援のための取り組み	
(4) 関係機関との連携	
(5) いじめ未然防止の取り組みと時期	
3 いじめの早期発見・早期対応 .....	12
(1) 早期発見	
(2) 早期対応	
4 いじめに対する措置 .....	13
(1) いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応	
(2) いじめた生徒・傍観していた生徒への指導・措置	
(3) 保護者への対応	
(4) いじめが起きた集団への対応	
(5) ネット上のいじめへの対応	
5 重大事態への対処 .....	14
(1) 重大事態の意味	
(2) 学校による調査	
(3) 調査結果の提供及び報告	
(4) 留意事項	
6 基本方針の見直しの検討 .....	16

## はじめに

いじめは、人として決して許されない行為であり、学校は生徒一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要である。同時に、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」との基本的な認識に立つことが必要である。

これまで、泉分校でもいじめの問題に対しては取り組んできたが、全国的に依然として憂慮すべき状況にあり、生徒たちが、安全・安心な教育環境の中で学習及び生活をするためには、教職員、生徒、保護者の全てが、いじめの問題に対する基本認識を共有するとともに、不断の取り組みを充実することが不可欠である。

ここに、泉分校でのいじめ防止の今後の取り組みの方針を示した。生徒たちが安心して楽しく学べ、保護者が心から子供を通わせたいと願い、地域から信頼される学校の実現を目指し、積極的にいじめ対策に取り組んでいく。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめ防止活動に取り組む泉分校は、安心して楽しく学べる学校である。
- いじめ防止活動に取り組む泉分校は、不登校や問題行動も減少させる。
- いじめ防止活動に取り組む泉分校は、生徒たちの確かな学力と豊かな心を育む。

### 2 いじめに対する基本認識

全ての生徒、保護者、教職員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持つ。

- いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」泉分校をつくる。
- いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

### 3 いじめの定義

(定義)「いじめ防止対策推進法 第2条」

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途中にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、

いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止対策推進法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等についてはいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめ防止対策推進法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ防止対策推進法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報を提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、次のようなものが想定される。

- (a) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (b) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (c) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (d) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (e) 金品をたかられる
- (f) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (g) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (h) パソコンやスマートホン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

#### 4 いじめの理解

いじめから生徒を救うためには、大人も生徒も一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの問題は、重大な人権問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

また、いじめは、どの学校にも、どの生徒にでも起こりうるものであり、とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。これは、時として犯罪行為として取り扱われる場合もある。

このようないじめは、多くの生徒が被害者としての経験も加害者としての経験もしているとの研究結果があり、このことから対策を講じることの重要性がうかがわれる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性等）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

#### 5 いじめの防止等に関する基本的考え方

##### (1) 未然防止に向けて

いじめは、どの生徒にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、意見や能力の相違があっても自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加え、いじめの問題への取り組みの重要性について国民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取り組みを推進するための普及啓発が必要である。

- ① 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ② 特別活動を通して規範意識の醸成、集団や自らの在り方等についての学習を深める。
- ③ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー（SC）や養護教諭等を活用する。
- ④ 教職員の言動によっていじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

- ⑤ 常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し、改善充実を図る。
- ⑥ 職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑦ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

## (2) 早期発見に向けて

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、生徒の表面的な言動にのみ縛られず、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

- ① 生徒の行動を注視する。
- ② 生徒の声に耳を傾けるとともに、アンケート調査を定期的実施する。
- ③ 保護者と情報を共有する。
- ④ 地域との連携を図る。

## (3) 早期解消に向けて

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事実を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行わなければならない。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関と連携して対応することが求められる。

- ① いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が抱え込むことがないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、適切に指導する。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

## (4) 家庭や地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせない。そのためには、PTA や地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度等を活用し、または「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取り組みを適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合でも、その結果を生徒や保護者、評議員等に公表して検証を仰ぐことも必要である。

また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及

び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

## (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制構築しておくことが求められる。

その上で、学校等警察連絡協議会等（八代地区高等学校生徒指導連絡協議会）において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは、地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

## 第2 いじめの防止等のための取り組み

### 1 実効性ある指導体制の確立

#### (1) 学校を挙げた対応

いじめの問題は、まずはいじめが起きにくい学校の環境を整備し、いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめの未然防止をしていくことが最も重要である。しかし、いじめが、どの学校にも、どの生徒にでも起こりうるものであるという認識にたてば、いじめが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることも重要となる。

泉分校では、校長のリーダーシップの下に、教職員がそれぞれの役割や責任を果たすとともに、学級担任がいじめの訴え等を一人で抱え込むことがないように、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。

また、校長、教頭、生徒指導主事は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローを行う。

#### (2) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校で行ういじめ防止に向けた基本的な方向、取り組みの内容等の基本方針は、国や県が示したいじめ防止基本方針を参考にして「泉分校いじめ防止基本方針」を策定する。

- ① 「泉分校いじめ防止基本方針」とは、いじめ防止のための具体的な取り組みや早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめ防止等全体に係る内容が明記され、全ての教職員がそれぞれに果たす役割を認識できるものである。
- ② 「泉分校いじめ防止基本方針」の中核的な内容は、いじめに向かわない態度・能力の育成等を通して、いじめが起こりにくい・いじめを許さない環境づくりのための、年間の学校教育活動全体を通したいじめの未然防止のための取り組みや指導内容である。
- ③ 「泉分校いじめ防止基本方針」の中核的な策定事項は、いじめの未然防止、早期発見と

事案対処、校内研修等の年間を通じた、いじめ対策組織の具体的な活動である。

- ④ いじめの加害生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える課題解決のための対応の方針にも活用する。
- ⑤ 「泉分校いじめ防止基本方針」は、「いじめ対策委員会」を中心に、必要に応じて、見直し・点検・再計画を行う。
- ⑥ 「泉分校いじめ防止基本方針」には、保護者・地域住民・関係機関等の参画を得たものになるようにし、これらの関係者と連携を深めながら策定していく。
- ⑦ 策定した「泉分校いじめ防止基本方針」は、学校ホームページに掲載し、保護者や地域住民等が、いじめ防止の基本方針を確認しやすいようにする。また、入学時や年度開始時には、いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者、関係機関等に説明する。

### (3) いじめ対策委員会の設置

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法第 22 条の規定に基づき、「いじめ対策委員会」を設置する。なお、いじめの防止等のための校内組織を設置していることやその活動内容については、保護者等に周知する。

いじめ対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる次の役割を担う。

- ① 「泉分校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- ② いじめの相談と通報の窓口
- ③ いじめに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報を収集・集約、記録、共有。そのために、いじめ対策委員会に情報を集約するための情報集約担当者を設置。
- ④ いじめに係る情報があった場合は、緊急の会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核 等

### (4) 校内研修等の実施

いじめ問題についての教職員の共通理解と、指導力の向上を図るために、全教職員が参加する事例研究や講演といった校内研修等を積極的に実施する。

- ① 定例の職員会議において、随時情報の共有化を図る。
- ② いじめ防止に関する校内研修を開催する。
- ③ 心のアンケート調査で報告されたいじめの状況を詳細に分析し、指導にいかす。
- ④ インターネットを通して行われるいじめの防止のために、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。
- ⑤ 教育相談に関する校内研修を開催する。

**(5) 年間の取り組みに対する検証及び評価、会議研修等**

月	年間計画の 作成・実行・検証・修正	評価	会議、研修
4	年間計画作成		職員会議「生徒理解研修」
5	年間計画の実施・実行		
6	年間計画の中間検証①	心のアンケート 生徒指導主事個人面談	
7		いじめ対策委員会	職員会議「心のきずな」
8			職員会議「心のアンケート」
9			
10			
11		心のアンケート 生徒指導主事個人面談	
12	年間計画の中間検証②	学校評価アンケート いじめ対策委員会	職員会議「心のアンケート」
1			
2		心のアンケート 生徒指導主事個人面談	
3	年間計画の最終検証、 年間計画の処置・改善	いじめ対策委員会	職員会議「心のアンケート」 職員会議「反省・課題」

**2 いじめ防止のための取り組み**

**(1) 全生徒への取り組み**

いじめは、「どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- ① いじめは人間として絶対に許されないという意識を一人一人の生徒に徹底させる。
- ② いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を生徒に持たせる。
- ③ いじめられている生徒や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。
- ④ いじめられている場合は、自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教職員、保護者に必ず相談するようにすることをメッセージとして伝える。

- ⑤ 生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ⑥ ボランティア活動や自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を入れる。
- ⑦ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ⑧ 教職員の言動が、生徒の人格形成に影響を与えることを自覚し、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、生徒に言葉の大切さに気付かせる指導を充実させる。
- ⑨ 6月のいじめ防止月間において、いじめ防止に関わる学習を展開する。
- ⑩ 携帯電話・スマートフォンやインターネットに関する課題に対し、教科や LHR 等を通して、情報モラルに関する指導を行う。

## (2) 生徒の自主的な取り組みの支援

- ① 生徒が主体となって活動する場を設定  
生徒会や学校農業クラブにおいて、生徒が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう指導する。
- ② 生徒の行動指針の策定  
いじめ防止会議を開催し、「いじめ防止宣言」を策定する。

## (3) 保護者支援のための取り組み

- ① 相談窓口の周知徹底  
相談窓口一覧を配布し、いつでも悩みを相談できる県内相談窓口の周知を図る。
- ② いじめ問題への理解を促す活動  
後援会総会やクラス懇談会等において、いじめ防止活動についての周知を図る。
- ③ 情報モラルの啓発  
後援会総会や保護者会、クラス懇談会において、携帯電話やインターネットに関する課題の状況と対応について説明を行い、携帯電話・スマートフォンやインターネットの利用に関する家庭内ルールの策定などの啓発活動に取り組む。
- ④ 学校通信や学級通信、ホームページによる情報提供  
学校通信や学級通信、ホームページによる情報提供を通して、保護者と協働して、いじめの問題の早期発見・解決に努める。

## (4) 関係機関との連携

- ① 警察との連携  
定期的に行われる八代地区高等学校生徒指導連絡協議会等において、生徒の状況と対策について協議を行う。また、いじめの内容に応じて、相談や情報の共有を図る。
- ② いじめ対策外部相談員との連携  
学期ごとに開催されるいじめ対策委員会において、生徒の状況と対策について協議を行う。また、外部相談員から指導助言をいただくとともに、相談や情報の共有を図る。

③ 児童相談所・専門機関等との連携

④ いじめ防止活動にかかわる連携

PTA連合会等が開催するいじめ防止に関する講演会等への積極的な参加を呼びかける。

## (5) いじめ未然防止の取り組みと時期

① 全教職員が日常的に行う取り組み

ア 生徒のいじめ問題に対する認識の深まりが、いじめ防止につながるとの認識に立ち、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校や学級全体に醸成する。(授業、HR、全校集会)

イ 生徒の「規範意識」の高まりがいじめ防止につながるとの認識に立ち、学校や社会の「規律」を守る指導の充実を図る。(授業、HR、全校集会、学校行事)

ウ 生徒の「自尊感情」や「自己肯定感」の高まりがいじめ防止につながるとの認識に立ち、道徳教育の充実を柱として自尊感情や自己肯定感の醸成に向けた教育活動の充実を図る。(授業、HR、学校行事、生徒会活動、課外活動)

エ 生徒の「学校生活満足度」の高まりがいじめ防止につながるとの認識に立ち、教育活動全般を通じて学校生活に対する満足度向上につながる取り組みを工夫する。(授業、HR、学校行事)

オ 教職員による深い生徒理解に基づく生徒との「信頼関係」の高まりがいじめ防止につながるとの認識に立ち、教育活動全般を通じて信頼関係を醸成するとともに教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高める。(授業、HR、学校行事、生徒会活動)

カ 生徒と生徒が「心の絆」を深めていくことがいじめ防止につながるとの認識に立ち、教育活動全般を通じて絆づくりの機会を設定することに努める。(授業、HR、学校行事)

キ 人権意識の高まりがいじめ防止につながるとの認識に立ち、通常の教育活動に加えて、「心のきずなを深める月間」や「人権週間」等の取り組みを通じて、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする態度及び実践力や行動力を育てる。(授業、HR、学校行事、生徒会活動)

ク 教職員の不適切な認識や言動が、いじめの発生やいじめの深刻化を招く場合もあるとの認識に立ち、教職員研修等を通じて指導方法の工夫・改善を図る。(職員研修)

ケ 教職員が「いじめを絶対に防止する」との基本的認識を持ち、いじめに関する事例研究等を通じていじめ防止等に向けた実践的指導力を向上させるための校内研修の充実を図る。(職員研修)

コ 教職員が真摯に生徒と向き合うことによっていじめを防止できるとの認識に立ち、生徒の変化に迅速に対応できるよう、生徒と向き合う時間を確保するための学校改革を推進する。(業務の見直し)

サ PTA連絡会や学校開放行事等のあらゆる機会をとらえて、学校、家庭及び地域の連携を深め、地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けた取り組みを工夫する。

② 授業の際に行う取り組み

シ 学習意欲の向上がいじめ防止につながるとの認識に立ち、一人一人を大切にしたいわ

やすい授業を行い、授業のはじめにねらいを明確に示し、生徒が活躍できる授業展開を工夫するとともに、1時間ごとに生徒の学習到達状況を確認する。

ス 言語活動の充実を図ることでコミュニケーション能力を向上させ、良好な人間関係を築くことができる力を育成する。その際、授業に関する発言と私語との区別に留意し、不適切な発言があった場合は、見逃さずに指導をする。

セ 豊かな心を育てることがいじめ防止につながるとの認識に立ち、特に専門教科教育において、農業と家庭の専門高校で学ぶことの意義や重要性を理解させ、様々な人々との触れ合いや豊かな体験の機会等を通じて、他者への思いやりの心や自他の命を大切にする心、人権尊重の態度、物事に感謝する心を身に付ける等、社会を生き抜く豊かな心を育成する。

ソ 情報モラル教育の推進がいじめ防止につながるとの認識に立ち、情報に関わる法令学習やSNS等のサービス利用にともなう危険性に関する学習を通して、生徒がいじめや犯罪を起こしたり、巻き込まれたりしないように指導内容を充実させる。

### ③ HR活動の際に行う取り組み

タ 学校生活の基盤であるHRでの満足度向上がいじめ防止につながるとの認識に立ち、定期的な面談等を通じて生徒一人一人との深い信頼関係を築くとともに、生徒の居場所を確保し、生徒同士が安心して付き合える人間関係づくりができるように支援することを通じて、居心地の良いHR環境をつくる。

チ 豊かな人間関係の形成がいじめ防止につながるとの認識に立ち、HR内の人間関係形成をはじめとして、学校行事や部活動等への積極的な参加により生徒が集団の中での体験活動や交流活動の機会を通して、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力し合って行動できるよう指導する。

ツ 学校と家庭の連携を深めることがいじめ防止につながるとの認識に立ち、家庭訪問や三者面談、学級通信の発行等を通じて家庭との信頼関係の醸成に努める。

### ④ 生徒会活動を支援する取り組み

テ 生徒自らが本校からいじめを根絶しようという強い意志を持つことがいじめ防止につながるとの認識に立ち、生徒が主体となる取り組み（学校いじめ根絶宣言の採択、目安箱の設置、いじめ防止標語コンクールの実施など）を支援する。

月	学校行事等	授業等	生徒会活動等
4	入学式 家庭訪問・三者面談 防災教育	オリエンテーション ネイチャーゲーム トレッキング実習 スクールサイン使い方講座	部活動編成 校内意見発表大会
5	後援会総会・学級懇談会 公開授業		新入生歓迎遠足 高校総体入場行進
6	いじめ防止月間 心のアンケート 生徒指導主事個人面談	泉支所花植え 情報モラル（農情）	生徒会いじめ防止会議 いじめ防止会議 いじめ防止宣言 平家いずみお茶まつり 農ク・生徒会総会
7	情報モラル講演会 性教育講演会 防災教育	カヌー教室 就職差別学習 キャンプ実習	心のきずなを深める標語 クラスマッチ
8	いじめ対策委員会 八代地区人権同和研修会	普通救命講習会	
9		修学旅行 カヌー教室	
10	防災教育	次年度コース・科目選択	体育祭
11	公開授業 学校評価アンケート 心のアンケート 生徒指導主事個人面談	クラフト教室 文化コミュニケーション事業	グリーンフェスタ 農ク・生徒会役員改選
12	防災教育 交通安全講話 いじめ対策委員会 薬物乱用防止講演会	泉支所花植え 文化コミュニケーション事業	泉分校交通安全の日 クラスマッチ
1		インターンシップ 机磨き	
2	心のアンケート 生徒指導主事個人面談	大衆社会と情報社会（公民）	予餞会
3	卒業式 いじめ対策委員会 反省と次年度への対策	クラフト教室	
毎月	職員会議における研修 情報モラル啓発資料配付 八代地区生徒指導連絡協議会 スクールカウンセラーの面談	農業情報処理	自転車点検

### 3 いじめの早期発見・早期対応

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、早期発見・早期解決が重要である。

#### (1) 早期発見

##### ① 全教職員が日常的に行う取り組み

- ア いじめは発見しにくいという認識に立ち、すべての教育活動において注意深く生徒を観察し、些細な兆候や、一見するとけんかやふざけ合いのようであっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わり、生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように組織的に対応し、いじめの早期かつ的確な認知に努める。
- イ 昼休みや放課後など教職員の目が届きにくい時間帯においていじめが行われやすいという認識に立ち、計画的に校内巡回を行って生徒の人間関係を観察し、いじめの早期かつ的確な認知に努める。
- ウ 教職員と生徒の信頼関係を深めることがいじめの早期発見につながるという認識に立ち、いじめに関する相談や通報をしやすい雰囲気づくりをすすめるとともに、「目安箱」設置などの環境整備を行い、いじめの早期かつ的確な認知に努める。
- エ 言語環境に留意し、積極的な発言が求められる場面であっても、不適切な発言があった場合は、指導を行う。

##### ② 学級担任を中心に定期的に行う取り組み

- オ より正確な生徒理解がいじめの早期発見につながるという認識に立ち、不断の生徒観察や面談等に加えて、「心のアンケート」等の調査を定期的を実施するとともに、学級アセスメント会議の開催等を通して生徒に関する情報の共有化を図り、いじめの早期かつ的確な認知に努める。
- カ 生徒がいじめに対して正しい認識を持つことがいじめの早期発見につながるという認識に立ち、具体的な事例を基に主体的に考える学習をLHR活動等で実施し、日頃からどのような行為がいじめに当たるのかを生徒に考えさせる機会を持たせることにより、いじめの早期かつ的確な認知に努める。
- キ 学校と家庭、地域社会等との連携を深めることがいじめの早期発見につながるという認識に立ち、保護者会等の機会を有効活用するとともに、「学校通信」や「学級通信」等を活用して生徒に関する情報の共有化を図る体制づくりをすすめ、いじめの早期かつ的確な認知に努める。

##### ③ 生徒会活動を支援する取り組み

- ク 生徒が気軽に相談できる生徒主体の委員会がいじめの早期発見につながるという認識に立ち、生徒会にいじめ対策の委員会としての機能を持たせることにより、いじめの早期かつ的確な認知に努める。

#### (2) 早期対応

- ① いじめを把握した際には、速やかにいじめ対策委員会を招集し、事実確認、情報の集約・共有、指導や支援の対応方針を決定するとともに、生徒と保護者に対し適切な対応を行う。また、必要に応じて警察等の関係機関と連携協力を行う。

- ② いじめを訴えてきた生徒の主張を第一に尊重し、迅速に対応する。
- ③ いじめの兆候を発見した場合において、いじめられる生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由にしたりして、必要な対応を欠くことがないようにする。
- ④ いじめを受けている生徒等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ⑤ 各方面から集めた情報は、いじめ対策委員会に設置した情報集約担当者と共有し、情報集約担当者は全教職員に周知し、情報を共有する。また、管理職はリーダーシップをとって情報共有が行いやすい環境の醸成に取り組む。
- ⑥ 担任から生徒指導主事、生徒相談員・教頭、校長への報告を速やかに行う。

#### 4 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応を行い、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

##### (1) いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応

- ① 心のケア等
  - ア いじめを受けた生徒の安全確保を最優先に考え、いじめられている生徒を必ず守り通すという強い姿勢で、生徒及び保護者に対する支援を適切に行う。
  - イ いかなる理由があっても、徹底していじめられた生徒に寄り添った対応を行う。
  - ウ 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、いじめの解消には、少なくとも次の2つの要件を満たすものとする。
    - (a) いじめの行為が止んで、少なくとも3ヶ月が経過している。
    - (b) いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないことが面談等で確認された。
  - エ いじめ行為が止んでも、スクールカウンセラーとの面談を行う等の支援を継続する。
  - オ 生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、担任、生徒指導主事、生徒相談員や養護教諭、管理職との連携を積極的に図る。
- ② いじめを継続させないための弾力的な対応
  - カ いじめの解決に向けての様々な取り組みを進めつつ、生徒の立場に立って、緊急避難としての欠席も弾力的に認める。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫する等、十分な措置を講ずる。
  - キ いじめられる生徒またはいじめる生徒の班替えや座席替えを行う。

##### (2) いじめた生徒や傍観していた生徒への指導・措置

いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにする等、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。

- ① いじめを行った生徒ならびに加担した生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を前提とし

て、教育的な配慮をしながら、いじめは絶対に許されないという強い姿勢で、懲戒処分を含む適切な指導及び支援を行うとともに、その保護者に対する助言も適切に行う。

- ② いじめが行われていることを知っていたにも関わらず、傍観していたり制止したりしなかった生徒に対しても、当該生徒の人格の成長を前提として、教育的な配慮をしながら、それは許されないという強い姿勢で適切な指導・支援を行う。
- ③ いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申し合わせ事項による相談基準に基づいて適時適切に指導を行う。
- ④ 県教育委員会に対して、いじめ防止対策推進法第23条第2項の規定による報告を行ったときは、県教育委員会の指示を受けて必要な措置を講ずる。
- ⑤ 日頃から重大事態に備えて、マニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、それを教職員間で共有しておく。

### (3) 保護者への対応

#### ① 保護者との連携

- ア 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭での取り組みを促す。
- イ いじめの問題については、学校のみで解決することに固執せず、学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者に報告し、適切な連携を図る。
- ウ 保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で連携・協力して取り組む。
- エ 実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行う。

#### ② 被害者の保護者への対応

- オ 速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- カ 徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を示す。
- キ 対応経過をこまめに伝え、生徒の様子等については保護者から情報提供を受ける。
- ク 対応を安易に終結せず、経過観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

#### ③ 加害者の保護者への対応

- ケ 家庭訪問をし、事実を伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
- コ 相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- サ 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

### (4) いじめが起きた集団への対応

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、例え、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ② はやしたてる等、同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③ 学級全体で話し合わせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ④ いじめの解決は、加害生徒と被害生徒との関係修復だけでなく、学級の生徒を含む関係者

全員が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことであることを理解させる。

- ⑤ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめる。

## (5) インターネット上のいじめへの対応

- ① インターネット上での不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ② 名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求める等、必要な措置を講ずる。
- ③ 必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ④ 重大事態もしくは同種の事態の発生が考えられる時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ インターネット上のSNSやメール等を利用したいじめは発見しにくいいため、情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも周知し、家庭内でのルールの設定を図る。

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味

「学校の設置者又はその設置する学校による対処」いじめ防止対策推進法第28条  
学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実確認を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ防止対策推進法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- (a) 生徒が自殺を企図した場合
- (b) 身体に重大な傷害を負った場合
- (c) 身体に重大な被害を被った場合
- (d) 金品等に重大な被害を被った場合
- (e) 精神性の疾患を発症した場合

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で学

校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## (2) 学校による調査

### ① 重大事態の発生と調査

- ア 重大事態が発生した場合、速やかに県教育委員会に報告するとともに、調査組織を設置する。
- イ 学校が調査を行う場合には、県教育委員会から調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を仰ぐ。
- ウ 調査の実施については調査内容をいじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることを調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- エ 学校に不都合なことがあったとしても、事実にはっきりと向き合おうとする姿勢を保持する。
- オ 調査を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

### ② 調査を行うための組織

- カ 重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。
- キ その組織は、迅速性を考慮し、学校に設置されたいじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えて組織する。

### ③ 生徒からの聴き取り

#### (a) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ク いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
  - ・ いじめられた生徒や、情報を提供した生徒を守ることを最優先し調査を行う。
  - ・ 事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
  - ・ いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等を行う。

#### (b) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ケ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
  - ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

### ④ その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づいていない風評等が流れたりすることがある。このため、生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## (3) 調査結果の提供及び報告

### ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

調査を行った時は、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、

どのような態様であったか、学校がどのように対応したか) について説明を行う。

ア 情報の提供に当たっては、県教育委員会の指導・指示を仰ぎながら、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

イ 情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

#### ② 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告する。また、調査の進捗状況については適宜・適切に報告する。

さらに、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

### (4) 留意事項

- ① 調査は、必要に応じて専門家等の第三者を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部専門家等とすることや委員長を外部の専門家が務めること等、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。また、特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- ② 生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持し、かつ、遺族の気持ちに十分配慮しなければならない。
- ③ いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先する。特に、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう十分配慮する。
- ④ 関係生徒や保護者への心のケアと、学校生活復帰への支援や学習支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーに配慮し、関係者に対し調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- ⑤ 重大事態の発生に伴い、関係のあった生徒が傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がっていることに十分配慮する。
- ⑥ 事実に基づかない風評等が流されることもあるので適切に対処する。
- ⑦ 情報提供に当たっては、関係者のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

### 6 基本方針の見直しの検討

いじめの防止等に関する学校の取り組みや基本方針が適切に機能しているかどうかについて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。